

# 広報かめだ

発行所 亀田町役場

編集責任者 松原元一

町の人口

人口	22,074人
男	10,655人
女	11,419人
世帯数	4,697

44.5.1現在

6 月

毎月1回1日発行

NO. 8



## 豊作を願って

田植風景 (城所にて)

## 夏 近 し

暦の上では、立夏(五月六日)から立秋までを夏といいますが気象の上では、六月から九月半ばまでを夏とっています。戦前には小学校や中学校の服装がかわり、学帽に日覆いをかけて区分していましたが、このころはなくなりました。

しかし、このころになると、南寄りの季節風が吹き晴天が多く日射しが目立って強くなるのが特長です。農家では、豊作の願いをこめて五月中旬から六月上旬にかけて田植が始まり、「ねこ」の手も借りたいほど忙しくなります。

十日は「時の記念日」です。大正九年(一九二〇年)この日が初の「時の記念日」だったようです。あれからそろそろ五十年の歳月が過ぎようとしています。断えず流れ、消えてゆく「時」。この日を機会にひとつ「時間」を考えてみてはいかがでしょうか。

まだまだ、諸会合や約束の時間を平気で遅れてくる人がよくあります。「やあやあ」などといつて当り前のような顔をしている人があります。借りたお金は返せませんが、「時」は返ってきません。

「時の記念日」を過ぎ、十一日は暦の上では入梅です。このころになりますと、うつとおいしい雨が降り続きます。梅雨というのは、梅が熟すころの雨のことです。このカビが生えやすい季節です。オホソク海気団と小笠原気団によって形つくられる停滞前線性降雨が梅雨で、全国的にみられる気象です。だいたい六月上旬に九州から始まり、北上し、七月中旬に終わるのが普通で、これは太陽が黄経八十度に達する日、つまり六月十日ごろに入梅とされていますが、実際にこの日から梅雨が始まるわけではありません。年によつても違いますし、梅雨のないこともあります。

連日の梅雨でうすら寒い日が続き、重ね着したり、火ばちをかこむような日も梅雨のときによくあることです。

六月中旬を過ぎ下旬になりますと、「夏至(げし)」で、昼がいちばん長い日です。昼が長く、夜は明けやすいので、子供は戸外で遊びまわる季節で睡眠不足になりがちですので、疲れはてては健康にも生活の上にも狂いが生じ、病気がちになりますので十分健康に留意して下さい。

第三回町議会臨時会

議会常任委員構成かわる

第三回町議会臨時会が五月二十三日町税条例の一部改正案を主眼とした、臨時議会が全員出席のもと開催された。町より提案された町税条例の一部改正案...

- 議務文教委員会 委員長 松沢 竹蔵 副委員長 木田 克也 委員 細川 其作...

高頭さんに 晴れの全国表彰



高頭ミサオさん

晴れの表彰を受けた。高頭氏は昭和二十九年から環境衛生活動を組織的に推進され、結核、成人病予防、栄養改善など各種保健衛生活動においても、その育成に献身的な努力を傾注されたことが、このたびの表彰となったもので、関係各方面からその活躍ぶりが高く評価されている。

亀田警察署管内 交通事故十件

春の交通安全運動は五月二十日に終ったが、県内の死者は一挙に昨年の三倍、九人もの奪い命を失いました。また期間中は期間前に比べ発生率は低くかつたものの、発生事故の中には死傷者を出す大きい事故が相次ぎました。



駐車を時間制限

午前六時三十分～八時三十分 午後五時～七時まで

亀田駅前通りを交通安全対策上6月1日より駐車時間を制限することにいたしました。これは最近、車の所有者が増加し、駅前通りに駐車される方が多くなつたことと、通勤者や、通学の児童生徒の増加に伴い、駅前通りを利用される方が多くなり、朝夕の通勤、通学ラッシュ時に、駅前通りに駐車しておる車が多くなり、交通安全上誠に危険であるので...

貧しい人に役立てて

「私よりもっと貧しい人に役立ててください」と、二年間毎月現金を警察署に送り続けている娘さんが諏訪町におられます。



親子文庫 親子に貸出し 公民館

この四月に、狭き門をパスして入園しました保育園児も一か月を経た今日（こどもたち）ようやく集団生活になれまして、先生方の手を少しずつおぼろおぼろになつてきました。



最近多い 幼児の水死事故

幼児の水死事故は、毎年四月頃から急に多くなり、冬の寒さから開放され暖かさとともに水のあるところには幼児が近づき、遊ぶようになり、この五月、六月は農作業もはじまり、農業用水路に水が入り、幼児が水遊びをする絶好の場所となり、保護者のすこしの油断が事故の原因となつて...

どうぞ向山浄水場へ



水道週間

全国水道週間が六月一日から七日まで一週間実施されます。この水道週間も今年で十一年目を迎え、水道が皆さんの健康で文化的な日常生活と社会的、経済的な活動を支えている最も重要な役割を果していることは皆さんもご承知のとおりであります。

六月八日は県民スポーツの日

私達は誰でもいつでも健康でありたいと願わないものはありません。県では新潟県体を契機に「県民スポーツの日」を設定して、広く県民の参加を得てスポーツ関係行事を実施し、県民の健康、体力の向上をはかり県民生活を明るくものにしようとしております。

みんなで参加、明るい一日

早朝のすがすがしい空気を吸って歩きましょう。歩くことは健康の第一歩です。老若男女にかかわらずご参加ください。

銃砲刀剣登録を

昭和四十四年度銃砲刀剣類登録審査会開催について登録審査会は、左記の予定で開催されます。亀田町で未登録銃砲刀剣類所持者は必ず出席して登録をすませて下さい。

早小校舎一部払下げ

このたび町有財産のうち早通小学校舎の一部を競売します。ご希望の方は役務課まで申し込んで下さい。

# 「亀田郷水害予防組合の創立と使命」

「大正二年八月の颯風は豪雨を伴って夜に至つて止まず、信濃川及阿賀野川は俄かに出水し、就中津地地方(福島県)の降雨が甚だしかつたため、阿賀野川は著しく水溢れ、横越村大字沢海の龍の口より小阿賀野川に溢れ、堤防上二尺以上になり遂に横越村大字津地内延長約百十三間余欠壊し、瞬く間に郷内一円泥海と化し、人畜居所を失い耕地八千三百町歩は殆ど濁流中に没したり、之災に大正二年八月二十八日午前十時頃」と治水史に書いてある通りです。

通称、木津切と称しておりましたが、之を契機に郷内が団結し、一九二〇年水害予防組合を組織し大きな力を以つて之に当り郷内の安全を期し、水害を未然に防ぎ万が一に備えんと大正三年三月五日亀田郷水害予防組合を創立したものであります。

その後、大正六年の曾川切大正十五年の沢海切れ等を経て現在に至つておりますが、暫くの間水害もなく一般に忘れ勝ちになつておりますが、未だ水害の心配は除去されたものではありません。創立後五十五年の間つて扶助を受けている者、又は障害者、未成年者、寡婦で前年中の所得が三十万円以下の場合には非課税とされております。所得の総額から別表の各種控除を差し引いた課税標準額に税率を乗じて個人県民税と、個人町民税が計算されます。

郷内を取囲む信濃川、阿賀野川、小阿賀野川、通船川は毎年の如く固、県の御協力により施行されておられ、現在は阿賀野川の全線に亘り二米近い堤防の嵩上工事に着手し進行中であり、災害は忘れた頃に起きると云われておるよう、北浦原郡加治川の如く何時破堤するかは誰しも保証出来ないのであります。

最近、連続して起きた七・一七及八・二八集中豪雨がもしも福島県会津を襲えば、阿賀野川が増水する事は明らかであり、其のため普通徴収の方法は六月、八月、十月、十二月の四期に分けて納めることになっております。特別徴収の方法はサラリーマンで、勤務先から給料をもらつて納めることになっております。今迄は十回に納入されましたが、今年から六月から翌年の五月まで十二回に改められました。退職所得については支払を受けた年に計算され、その年に納入することになっておりますので翌年に収入がなくなつてから課税されるような事はなくなりまして、個人町民税は自主財源と

町民税は所得税と同じく所得に対して課税される税金ですが、所得税と異なる点は地域社会の費用を、その住民が能力に応じて広く負担する性格をもつていて、町民税は所得税に比較してより広い範囲の納税義務者が、その負担を分かちあうべき性格のものでありますから、所得がなくとも成人に達している住民には均等割額が課税されることになっております。

したがつて、その人の所得が各種控除の合計額に満たなければ所得額はかかりません。

このように計算された町民税を合せて納入する事になります。徴収の方法は普通徴収と特別徴収に分けられております。

## 町民税はどうなつてゐるか

毎年一月一日現在の居住地市町村に前年の所得を三月十五日までに申告する事になっております。生活保護法の規定によ

各種控除額一覽表

控除項目	43年分	44年分
基礎控除	110,000	120,000
配偶者控除	90,000	100,000
扶養者控除	50,000	60,000
障害者控除	60,000	70,000
特別障害控除	80,000	90,000
老齢基礎年金受給者	60,000	70,000
老齢厚生年金受給者	170,000	180,000
専従者控除	110,000	120,000

前三年間の町民税  
 40年 38,906,939円  
 41年 47,780,240円  
 42年 58,701,814円  
 (一世帯当り)  
 40年 8,905円  
 41年 10,691円  
 42年 12,867円

万一阿賀野川の一部が破堤すれば郷内を始め東新郷地区の工場地帯や住宅地帯は勿論、畑に莫大な被害を受ける事は火を見るより明らかであります。

大正六年の曾川切当時は住宅内浸水は平均四尺以上でしたが、地盤沈下の進んでおる今日では場所によつて一米以上も沈下した所もあるとの事、被害は災に相俣以上の惨状が起るものと思われ、本組合は地域の水利に重大な責任を有しておりますので、今後共郷内の水利には万全を期して行く覚悟であります。

住民の皆様方のご協力をお願いいたします。

**保健衛生**

だより



- 3 日本脳炎 第一保育園  
 4 日本脳炎 日本栄徳寺  
 5 保育園  
 6 早通保育園  
 7 第四保育園  
 8 第四保育園  
 9 第三保育園  
 10 公民館  
 11 公民館  
 12 公民館  
 13 公民館  
 14 公民館  
 15 公民館  
 16 公民館  
 17 公民館  
 18 公民館  
 19 公民館  
 20 公民館  
 21 公民館  
 22 公民館  
 23 公民館  
 24 公民館  
 25 公民館  
 26 公民館  
 27 公民館

**今月のよみ**

6月

●毎週火曜日、心配ごと相談日 於母子寮  
 ●毎週火曜日、金曜日 行政相談日 於公民館応接室  
 ●気象、電波記念日  
 ●虫歯予防デー  
 ●区長会議、於公民館(予定)  
 ●入梅  
 ●夏至  
 ●下旬町議会定例会

- おたんじょうおめでとう**
- 世帯主
- 坂井 マツ 文治 9区  
 渡辺 博巳 ミツイ 16区  
 山本 キイ 源吾 43区  
 小熊 春江 孝 30区  
 高橋 四作 新作 29区  
 五十嵐富七 登与次 23区  
 磯部 淳 巳智男 19区  
 伊藤 フト 洋 11区  
 齊藤 誠治 キョイ 34区  
 白井アキヨ 喜七 41区  
 龜山 ミツ 清一 22区  
 仁多見哲一 熊男 36区  
 岡村津栄次 フミ 15区  
 加藤毅一郎 毅 14区  
 田辺 献六 武夫 15区  
 宇野 二郎 秀雄 23区  
 佐藤 ミヨシ 昌三 47区  
 小島 貞子 リン 13区  
 今井 キヨ 鑑衛 4区  
 廣島 ヨシ 春司 2区

**不用犬買上げ**

保健所で狂犬病予防事業の一環として、不用犬の買上げを、左の通りおこないますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

6月11日10時~11時、早小  
 // 11時~3時公民館  
 成犬、百円、小犬、五拾円、印鑑持参のこと。

**お詫び**

「広報かめだ」の五月号の二ページの見出しに「亀田小学校、昭和四十四年度に改築」と、掲載いたしました。が、亀田小学校改築については、昭和四十四年度予算に調査費として、二十五万円を計上し、昭和四十四年度中に調査、企画し改築案が出来あがる予定であり、五月号に掲載した見出しは、「昭和四十四年度に調査費計上」と訂正するとともに深くお詫び申し上げます。

- おくやみ(死亡)**
- 世帯主
- 坪美 片山 誠一 41区  
 善郎 村上 好珍 48区  
 裕子 和登 健一 48区  
 悟 高木 誠 41区  
 二郎 宇野 秀雄 23区  
 豊 塚本 正夫 34区  
 正博 阿部 勇作 34区  
 進 今井 高 1区  
 純子 渡辺 久 4区  
 真也 上村 三郎 13区  
 良夫 坂井 新作 49区  
 広樹 坂井 正巳 36区  
 仲之 花沢 市郎 1区  
 啓介 大橋 誠吾 11区  
 佳奈子 阿部 守 33区  
 千恵子 石本 保雄 25区  
 香苗 枝並 輝男 32区  
 道子 村木 栄一 1区  
 修 村木千代平 13区